

第 11 回委員会

日時：2002 年 5 月 25 日（土） 14 時～17 時

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席者：永田委員長、木村、原井、古川、増井、室橋、横山、

欠席者：乙骨、堀井、和中

<事務局>磯部

[配付資料]

- 1 . 第 13 章改訂案 [最初から 13.1.5.3 まで 13-0-0525](原井委員作成)
(2 3 ページ - A4)
- 2 . A A C R における並列条項 (原井委員作成)
(4 ページ - A4)
- 3 . 本タイトルとするものの範囲 (原井委員作成)
(4 ページ - A4)
- 4 . A A C R R Chapter 12 (原井委員)
(13 ページ - B4)
- 5 . ISBD (CR) における本タイトルとするものの範囲 (古川委員作成)
(4 ページ - A4)
- 6 . 和漢古書に関するコーディングマニュアル(案) 2002 年 4 月 23 日版 (国立情報学研究所)
(5 ページ - A4)
- 7 . 「狂歌浜のまさご」の元本のコピー(複数出版地・出版者の例)
(1 ページ - A4)
- 3 . FRBR 図及び表 (翻訳) (和中委員作成)
(2 0 ページ - A4)

[連絡事項]

- 1 . 新委員・木村さんの紹介
国立情報学研究所から、酒井さんの後任として木村優さんが委員に就任し、今回から出席することになった。
- 2 . 前回の議事録の確認
委員長の「NCR 側としては…」は削除する。
- 3 . 委員会委員の公募について
日本図書館協会の役員会・総会が開催された。その資料の中に新たに作成される委員会規定が含まれていた。内容は今まで知らされていたようなもので特に問題はないと思われる。
委員の公募について、図書館雑誌 5 月号の記事のコピーと事務局長の文書が委員長宛送られてきた。応募者が募集 1 名に対して 1 名しかないような場合、委員会に相談せずに受け入れるということになっていたようで、事務局長の文書ではそのあたりが曖昧だったので、そのことについて質問した。事務局長からはそういう場合も委員会に相談するという返事がきた。
- 4 . ダブリンコアの Usage Board について

ダブリンコアの Usage Board の会議が、5月12・13日、イギリスで開催され、Board の委員である永田委員長が出席した。ダブリンコアはコアエレメントとクオリファイアで構成されているが、各コミュニティから提案された概念がドメインを超えて共同で使いあえるポキャブラリであるかどうか、意味的チェックをするのが Usage Board である。Usage Board がアクセプトするかリジェクトするかは、リソースディスカバリに役立つかどうか、クロスドメインかどうかで判断される。今回、図書館コミュニティからの提案で「ホールディング」というクオリファイアについて検討されたが、所有なのか置き場所なのかよくわからない、概念が曖昧だという理由でリジェクトされた。「バージョン」についても議論が多くされているが、リソースディスカバリになっていないという理由でリジェクトされている。このように、他のコミュニティから見ると、ライブラリコミュニティの概念はわかりにくいようである。目録規則を作る場合も、このような図書館の世界だけに通じる用語について考える必要がある。

[検討事項]

1. NCR 第13章について

古川委員が ISBN (CR) および (M) の本タイトルにするものの範囲に関する規定を抜き出した資料をもとに以下のような説明を行い、それを踏まえて意見を述べた。

・NCR の本タイトルとするものの範囲の規定は何を拠り所に行っているかという話が前回に出たので、調べたところ、AACR にはこういう条項はなく、実例を挙げることで説明している。ISBD では、節を設けている訳ではないが、'The title proper can take various forms:'ということばが先立たれて、本タイトルにする場合を述べている。ISBD(CR) に規定されている条項は ISBD(M) にも規定されているという包摂関係がある。

ISBD(CR) で本タイトルにするものとして挙げているのは、1. generic term のみのもの、2. 団体名または個人名から成り立っているもの、3. イニシャル、アクロニムから成っているもの、4. 数字や記号から成っているもの、5. 責任表示、6. common title、などとしている。

・前回、「団体名または個人名」は固有名にしたほうが良いのではないという意見を出したが、撤回したい。ISBN がこのように規定しているので、ISBN に拠っているということで団体名または個人名としておいた方がいい。本タイトルとするものの範囲は、他の章と共通しているのを挙げ、刊行頻度などの13章に特有なものを加える。

原井委員が議事録により前回の委員会で問題となったところについて手直しあるいは改訂案を作成し、それについて説明を行った。

「更新資料については…」となるところは改行にした。

13.1.1.1 本タイトルにするものの範囲について

A案、B案、C案の3つの改訂案を考え、A案を採用する。

A案は、1、2章のA)を分割し、A)~ウ)とし、1、2章にあって13章にはない部分をエ)カ)として加えて、最後に13章独自のものとして刊行頻度をキ)に挙げた。

団体名 固有名としたが、ISBD に拠って再度、団体名および個人名になおす。

・本タイトルにするものを本タイトルにしないものについて記述する場合の、両方を呼ぶ正式な言い方がないので、うまく書けない。責任表示についても同様のことがいえる。

・刊行頻度をふくむという言い方は、刊行頻度が離れているのではなくつながっている場合

13.1.1.1A、13.1.1.1B

・共通タイトル (common) と共通するタイトルの使い分けをした。

・「部または編に分かれて刊行されているときは、」は前提で共通タイトルを認めていることになる。

- ・ 13.1.1.1 ウ) 別個に刊行された部または編などの...があるから 13.1.1.1A はいらないという考え方もある。しかし、逐次刊行物にはこういう例が多いからあらためて出している。
- ・ 13.1.1.1B の「部編名が共通するタイトルのもとに表示されず」のもとにという言い方はわかりづらい。
- ・ A と B は、構造自体は同じで、違いはレイアウトの問題だけになる。利用者が検索するであろうということを考えて記録を作成するということである。

並列について

- ・ AACR と ISBN(ER)の通則と逐次刊行物の条項をざっと見て、並列に関する規定を整理した。
- ・ NCR は詳しい章があったり(5・6章) 記述のない章があったりで、章によってずいぶん違う。また矛盾もある。
- ・ NCR 全体として並列をどうするか、その上で13章でどの程度規定するか決めないと、書けない。水準はあとで決めてもよい。
- ・ スタンスとしては第1章で書いておいて、各章でも書く。バランスをとることに注意する。
- ・ 13章だけ特に書きすぎることにはできないが、並列タイトルあるいは並列タイトル関連情報が記述できるようになおす。

2 . 和古書について

「和漢古書に関するコーディングマニュアル(案)」(国立情報学研究所)は、コーディングマニュアルに和漢古書に関するものを追加するもので、具体例をかなり入れた。5月まで意見を受け付けている。NCRからの意見と和漢古書をやっている人の意見が寄せられるものと思われる。前回にカードイメージを引きずっているので、場所の制約があり、本来なら全部書いたほうがいいが、数を制限しているという議論があった。このような出版者の例を用意した。

例:「狂歌 浜のまさご」 天明3年版と寛政12年版があり、出版地がそれぞれ3ヵ所ある。今までの規定だと最後の書いてある江戸だけとる。コーディングマニュアルのほうは、複数とれたほうがいいということで、複数の出版地と対応する出版者をとるようになっている。この部分は和古書では丁寧に記述したほうがいいと考えている。

- ・ 選ばなければいけないから問題になるのであって、全部とることにすればよい。
- ・ 板を持っている書しがりやのときはそれを書き、そうでないときは全部書く。
- ・ 売り捌きはとるのをやめるか発売にする。

コーディングマニュアルの問題点

- ・ 用語では「書誌レコード」とすべきなのに「書誌」となっているなど雑なところがある。
- ・ 括弧の使い方が一貫していない。

3 . FRBR の翻訳について

和中さんのメールの中で翻訳の分担案が提示された。前回に1・2章と、5章、と National Bibliographic の部分については申し合わせがあり、担当が決まった。まだ、名前の出ていない人がいるので、やってもいいという人があれば申し出てほしい。

次回 6月22日(土)
 次々回 8月3日(土)
 次々々回 9月21日(土)